

マイナンバー制度

～平成27年10月からあなたにもマイナンバーが通知されます～



1. 行政の効率化

2. 国民の利便性の向上

3. 公平・公正な社会の実現

マイナンバー（社会保障・税番号）制度には「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会を実現」というメリットがあります。

企画情報課 ☎22-1324

マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は、住民登録されている方全員に1つずつ配布されるマイナンバーを利用することで、行政のさまざまな機関で保管している国民一人ひとりの情報を「これは同じ人のものだ」という確認を行い、管理・活用するものです。導入によって、法律や条例で定められた行政手続きで情報連携できるようにするため、「国民の利便性向上」、「公平・公正な社会の実現」、「行政の効率化」が期待されています。

マイナンバーってなに？

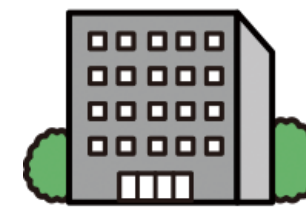
国民一人ひとりが持つこととなる12桁の番号のことで、平成28年1月以降、確定申告などの税の手続き、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当そのほか福祉の給付など、法律や条例で定められた、社会保障・税・災害対策の分野で活用されます。

自分のマイナンバーはどうやって知るの？

平成27年10月から、住民登録をされているすべての方にマイナンバーが記載された通知カードが

ドなどが順次送付されます。通知は簡易書留により、住民票の住所に送られます。住民票の住所と異なる所にお住まいの方は、お住まいの市町村に住所を移してください。なお、マイナンバーは生涯利用し、原則として番号の変更は出来ません。送られてきた書類は大切に保管してください。

マイナンバーの通知
簡易書留にて



市町村



個人番号カードとは？

マイナンバー通知後に申請をすると、身分証明書やさまざまなサービスに利用できる個人番号カードが交付されます。個人番号カードにはICチップが搭載され、カード券面とICチップには「マイナンバー」、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「顔写真」などが記録されます。

表面に
氏名、住所、生年月日、性別、顔写真
裏面に
マイナンバー等が記載され
ICチップが搭載された
プラスチックのカードです！



▲個人番号カードイメージ

マイナンバー取り扱いの
注意点

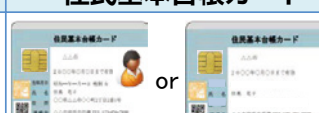

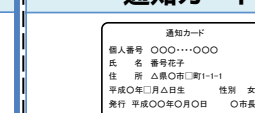
マイナンバーは、手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することは出来ません。他人のマイナンバーを不正に入手することや、他人のマイナンバーを取り扱う者がマイナンバー等を不当に提供することは、処罰の対象となりますのでご注意ください。

住民基本台帳カードは
どうなるの？

個人番号カードと住民基本台帳カードの両方を使う事は出来ません。個人番号カードを取得される方は、受け取りの際に住民基本台帳カードの返却が必要です。

個人番号カードを取得されない方については、現在お持ちの住民基本台帳カード（電子証明書を含む）は有効期間内であれば引き続きご利用いただけます。ただし、発行・更新については、12月中旬に終了する予定となっています。詳細は決まり次第、広報しろいしなどでお知らせします。

個人番号カード、通知カードについて

	住民基本台帳カード	個人番号カード	通知カード
1 様式	 ○住民票コードの券面記載なし ○顔写真は選択制	 表面(案) 裏面(案) ○個人番号を券面に記載(裏面に記載する方向で検討) ○顔写真を券面に記載	 (案) ○個人番号を券面に記載 ○顔写真なし
2 作成・交付	○即日交付又は窓口へ2回来庁 ○人口3万人未満は委託可能 ○手数料:1000円が主(電子証明書を搭載した場合) ○交付事務は自治事務	○通知カードとあわせて個人番号カードの交付申請書を送付し、申請は郵送やオンライン等で受け付けるため、市町村窓口へは1回来庁のみ(顔写真確認等)を想定 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:無料(初回のみ) ○有効期限が設けられている ○交付事務は法定受託事務	○全国民に郵送で送付するため、来庁の必要なし。 ○全市町村が共同で委任することを想定。民間事業者の活用も視野 ○手数料:なし(初回のみ) ○交付事務は法定受託事務
3 利便性	○身分証明書としての利用が中心	○身分証明書としての利用 ○個人番号を確認する場面で番号法上義務付けられている本人確認に利用(就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等) ○市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用 ○電子証明書による民間部門を含めた電子申請・取引等における利用	○個人番号カードの交付を受けるまでの間、行政機関の窓口等で個人番号の提供を求められた際に利用可能 (番号法に基づく本人確認のためには、通知カードのほか主務省令で定める書類の提示が必要。)

民間事業者にも
影響はあるの？

マイナンバー制度は全従業員に関係する制度です。事業者は平成28年1月以降、税や社会保障の手続きのために、それぞれの帳票などの提出期限までにパートやアルバイトを含めた全従業員のマイナンバーを順次把握し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載する事になります。ただし、マイナンバーを従業員から確認する際は、法律で認められた利用目的を特定し、従業員に通知または公表することが必要になります。また、マイナンバーを含む個人情報は適切に管理する必要があるため、事業者はマイナンバーを適正に取り扱うための規定づくり、システム開発・改修、個人情報保護のための安全管理措置の検討などが必要になります。

詳しくは特定個人情報保護委員会のサイトに「特定個人情報」の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)が掲載されていますのでご利用ください。

もっと詳しく
知りたい時は？

マイナンバー制度に関するご質問については、マイナンバー公式サイトや、国のコールセンターでご確認ください。

マイナンバー制度のお問い合わせは
マイナンバー
0570-20-0178(全国共通ナビダイヤル)
※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。
平日9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)
※ナビダイヤルは通話料がかかります。
※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は0570-20-0291におかけください。
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。